

# 青森県報

第三百五十三号

令和三年  
八月三十日  
(月曜日)

## 目次

### 訓 令

○青森県農業共済組合等検査規程の一部を改正する訓令……(団体経営課) ……一

### 告 示

○保安林の指定解除予定……(林政課) ……二

○右 同……(同) ……二

○道路の区域の変更……(道路課) ……三

○漁船保険付保義務の発生……(下北地域) ……四

### 公 告

○特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……(県民生活課) ……四

### 公 営 企 業

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……(病院課局) ……四

## 訓 令

青森県訓令甲第十二号

序 中 一 般

青森県農業共済組合等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県農業共済組合等検査規程の一部を改正する訓令

青森県農業共済組合等検査規程(昭和四十三年四月青森県訓令甲第十七号)の一部を次のように改正する。

第六条中「書面による」を「あらかじめ」に、「行なう」を「行う」に改める。

第八条の見出し中「提示及び携行」を「提示等」に改め、同条中「対し、」を「対して」に、「を提示するとともに、」を「及び」に、「携行しなければ」を「提示するとともに、検査通知書(第三号様式)を交付しなければ」に改める。

第二号様式の次に次の一様式を加える。

第3号様式（第8条関係）

第 号	殿
年 月 日	
青森県知事 氏 名 図	
検 査 通 知 書	
<p>農業保険法第209条第1項（第2項、第3項）の規定による検査を下記のとおり実施するので通知します。</p>	
記	
1 検査開始年月日	年 月 日
2 検査員の所属及び職氏名	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

附 則

この訓令は、令和三年九月一日から施行する。

# 告 示

青森県告示第五百七十一号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和三年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一（一） 解除予定保安林の所在場所
  - 一（二） 東津軽郡平内町大字稲生字小稲生二二（次の図に示す部分に限る。）
  - 一（三） 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 二（一） 保安林を解除しようとする理由  
指定理由の消滅
  - 二（二） 解除予定保安林の所在場所  
東津軽郡平内町大字稲生字小稲生二二（次の図に示す部分に限る。）
  - 二（三） 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
  - 三（一） 保安林を解除しようとする理由  
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第五百七十二号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和三年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- (一) 解除予定保安林の所在場所  
東津軽郡平内町大字稲生字小稲生一二(次の図に示す部分に限る。)
  - (二) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (三) 保安林を解除しようとする理由  
道路用地とするため
  - (二) 解除予定保安林の所在場所  
東津軽郡平内町大字稲生字小稲生一二(次の図に示す部分に限る。)
  - (二) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
  - (三) 保安林を解除しようとする理由  
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和三年九月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和三年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
2	県道	泊陸奥横浜停車場線	後	前	後	前	一一〇・八六メートルから 一一・七三メートルまで	一四・九五メートル	
1	国道	四五四号	後	前	後	前	四三・一〇メートルから 四三・五〇メートルまで	二七七・一〇メートル	
			後	前	後	前	四七・〇〇メートルから 四四・三〇メートルまで	三一二・〇〇メートル	
			後	前	後	前	九・五〇メートルから 九・一〇メートルまで	二七七・一〇メートル	
			後	前	後	前	六三・四〇メートルから 六三・五〇メートルまで	二七七・一〇メートル	
			後	前	後	前	三九・四四メートルから 三九・九〇メートルまで	一四・九五メートル	
			後	前	後	前	上北郡横浜町字太郎須田三の三から 上北郡横浜町字太郎須田三の三まで		

青森県告示第五百七十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和三年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
下北郡東通村大字蒲野沢字稲崎一 杉本 尚	石持
下北郡東通村大字蒲野沢字石持二〇 笹竹 勝彦	
下北郡東通村大字蒲野沢字石持二四 大福 一臣	

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和三年八月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日  
令和三年八月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人チョトベラ

三 代表者の氏名

原田 夏美

四 主たる事務所の所在地

青森市桂木三丁目四の八フラッツ桂木二〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、バングラデシユ人民共和国チッタゴン市に所在するNGO団体ChotoBela Foundation（チョトベラファウンデーション）の日本支部として、バングラデシユの子ども達への教育支援事業を実施するとともに、貧困、自然災害、環境保護等の諸課題への取り組みを推進し、生まれた境遇に関わらず、子ども達が安心・安全に学べる生活環境を確保し、もって、SDGs等の世界全体の社会問題解決のために貢献することを目的とする。

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同法第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年八月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

重油（日本産業規格 一種二号） 十二万リットル

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和三年七月二十八日

- 五 落札者の名称及び住所  
北日本石油株式会社青森支店  
青森市間屋町一丁目六の二〇
- 六 落札金額  
一リットル 七十三円九十二銭
- 七 落札者を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と  
したものである。
- 八 入札の公告を行った日  
令和三年二月十九日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円